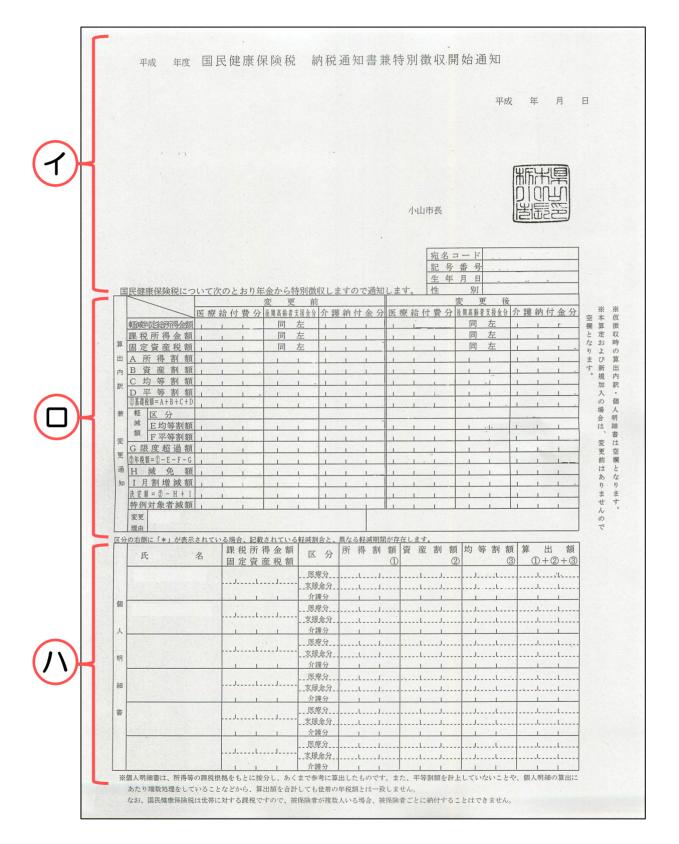
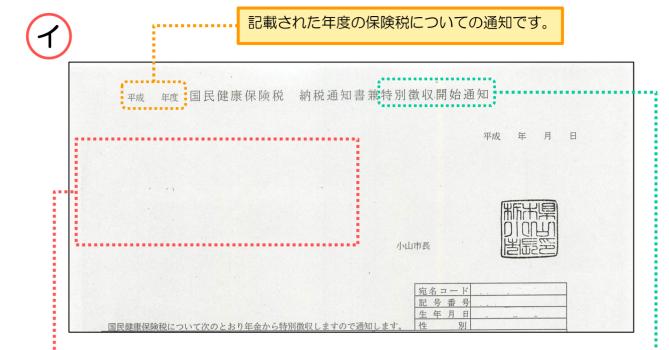
国民健康保険税 特別徴収通知の見方

【表】 こちらの通知は国民健康保険税が年金からの差引きとなっている方に送付します。 通知の詳細は「イ」・「ロ」・「ハ」に分割し次ページ以降に記載しています。



【表1/3】

「どなたの」「何年度分の」保険税か確認できます。



特別徴収の通知には2種類あります。

①特別徴収**開始**通知・・・仮徴収期(4月・6月)に新たに国民健康保険税が年金から差引となる方や7月の年間保険税額決定時に10月以降も保険税が年金から差引となる方に送付しています。

②特別徴収中止通知・・・転出等により小山市の国民健康保険を抜けた方、年金の給付状態が失権、差止となっている方、または年金を担保等にしている方に送付しています。

ここには住所、納税義務者名(世帯主)が記載されています。

【表2/3】

保険税の算定内容が確認できます。

	変更前			変 更 後			
	医療給付費分	後期高齢者支援全分	介護納付金分	医療給付費分		介護納付金分	空 本
軽減判定総所得金額		同左			同左	1 1 1	空本欄算
課税所得金額		同左			同左	1 1 1	と定
算 固定資産税額		同左			同左	1 1 1 -	なおよ
出A所得割額						1 1 1	まび
内B資産割額		1 1	1 1 1	1 1 1		1 1 1 .	す新規
C均等割額		1 1 -		1 1 1	1 -1	1 1 1	加加
D 平等割額		<u> </u>	1 1 1	1 1 1-	1 1	1 1 1 -	入
●基礎税額=A+B+C+D		*****					の場
兼堅区分							合
減 E均等割額			1 1 1	1 1 1	1 -1-		は、
変 上半寺剖観		1 1	1 1 1		1		変
G限度超過額 更 ® F F F ®				*******			更前
②年税額=①-ヒードーG				1 1 . 1	1 1		前は
通 H 減 免 額		1 1 -	1 1 1			1 1 1	あ
知」月割増減額						****	b
	-				-		ませ
特例対象者減額	1 1						<i>λ</i>
変更							0

「**軽減判定総所得金額**」→世帯主(国民健康保険以外の保険に加入している方も含む)と国民健康保険加入者の全ての所得金額の合計額

「課税所得金額」→各被保険者の [総所得金額等-33万円] の合計額。この金額をもとに所得割額を計算します。

「**固定資産税額**」→該当年度の固定資産税額の合計額(都市計画税は除く)。 この金額をもとに資産割額を計算します。

「A 所得割額」→加入者の前年の所得金額に応じて計算されます。

「B 資産税額」→加入者の該当年度の固定資産税額に応じて計算されます。

「C 均等割額」→加入者の人数に応じて計算されます。

「D 平等割額」→1世帯当たりに決められた額が課税されます。

賦課期日(4月1日)時点の世帯構成およびその世帯の総所得に応じて、均等割・平等割に対して軽減を行っています。

「軽減割合」→ [7割・5割・2割] いずれかの軽減割合を記載しています。 世帯内に所得不明の方がいる場合、「保留」と記載しています。

※所得不明の方がいる場合、軽減の判定が正しくできませんので、収入のない方でも所得の申告をお願いいたします。

「E 均等割額」→軽減となる均等割額が記載されています。

「F 平等割額」→軽減となる平等割額が記載されています。

「決定額」には「医療給付費分」、「後期支援金分」、「介護納付金分」それぞれの税額を記載しています。

これら3つを合計したものが年税額となります。

「離職賦課減額」→非自発的失業(倒産・解雇・雇い止めなどでの離職)で軽減された金額が記載されています。

【表3/3】



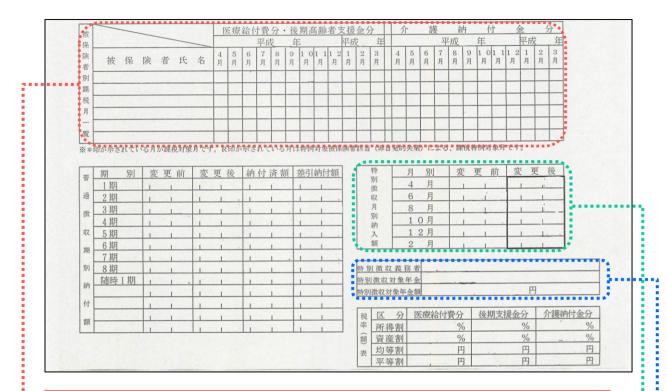
参考として個人ごとの課税内訳が確認できます。



「算出額」→個人ごとの年税額を参考に記載しています。

- ※世帯で課税となる「平等割額」が含まれておりません。そのため全員の算出額を合計しても年税額とは一致いたしませんのでご了承願います。
- ◎参考に個人ごとの算出額を記載していますが、国民健康保険税は世帯ごとに計算されますので、加入者が複数人いる場合、個人ごとに納付することはできません。

「どなたが」「いつ」加入していたか確認できます。 保険税の納付方法・時期が確認できます。



国民健康保険税が算定となる月は、「*」を記載しています。 40歳から64歳までの方は、介護分が算定されます。介護分が算定される月は 「*」を記載しています。

年金支給月に年金から差引かれる保険税額が記載されています。記載されている金額の合計額が年間または加入月数の国民健康保険税額になります。 国民健康保険脱退や住所の異動等があった方は、年金からの差引が停止となります。 なお、年金からの保険税の差引き及び停止は複数の機関が携わるため処理に時間を要します。

特別徴収義務者→保険税を年金から差引する義務を負う者です。

特別徴収対象年金→保険税がどの年金から差引きされるかを記載しています。複数の 年金を受給している方は、優先順位の高い年金から保険税が差引されます。

特別徴収対象年金額→保険税が差引きされる対象となる年金の受給額を記載しています。